

平成27年5月26日

文部科学大臣 下村博文 様
文部科学副大臣 丹羽秀樹 様

図書館友の会全国連絡会 代表 福富洋一郎
図書館問題研究会 委員長 中沢孝之
その他賛同59団体

図書館協議会を必置とする法改正等の要望書

私たちは公立図書館が地域の情報拠点として発展することを願って、その振興のために各地で活動を行ってきました。今年3月の国会における平成27年度の予算審議において、学校図書館の整備充実や公立図書館の悉皆調査に関して積極的な発言をいただき感謝申し上げます。

ご承知のように、公立図書館は、図書館法第3条の「図書館奉仕」の条文にあるように、その地域の状況に即したサービス・活動を、地域住民の希望に沿って行うことが求められております。それを具体化したものが、図書館法第14条から第16条に規定される図書館協議会の制度です。このように図書館運営への住民参加と情報共有に大切な役割を果たすことが期待されている図書館協議会ですが、全国には、設置目的に適った活動を行っている図書館協議会がみられる一方、任意設置であるために図書館協議会を設置していない市町村も多数あります。また、全国的に図書館協議会がどのような状況にあるのか、具体的な把握もされていません。この制度が十分に生かされないままであることは極めて残念なことです。

公立図書館を振興発展させるために、この図書館協議会に関し、私たちは下記の3点を強く要望します。ご多用のところ恐縮ですが、6月末日までに図書館友の会全国連絡会代表に文書でご回答をお願いします。

記

1. 公立図書館には図書館協議会を必ず設けなければならないとすること、及び、図書館協議会委員の任命はいわゆる公募枠を必ず設けて行うこととする法改正を行ってください。
2. 地方交付税措置に関し、市町村立図書館の図書館協議会委員の報酬に関して、都道府県立図書館と同様に積算根拠に明記するようにしてください。
3. 全国の図書館協議会の状況と課題を把握するため、悉皆調査を行ってください。

以上

連絡先 図書館友の会全国連絡会事務局長 船橋佳子

※個人情報保護の観点より事務局等の連絡先はホームページでは非公開とさせていただきます。

お問い合わせは図友連 HP <http://totomoren.net/> メールフォームよりお願いいたします。

【参考資料】 [平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号]

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』

日本図書館協会図書館政策企画委員会望ましい基準検討チーム編

日本図書館協会 2014 年 1 月発行

4 「望ましい基準」解説 第二 公立図書館 一 市町村立図書館 1 管理運営
(五) 図書館協議会

- ①市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ②図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

- ① 図書館協議会は、図書館法に基づき設置される館長の諮問機関、意見具申機関であり、社会教育委員の会議や公民館運営審議会等の社会教育機関の審議機関と同様に、教育委員会の附属機関である。その答申、意見具申は図書館長だけでなく、教育委員会をも規制する。「望ましい基準」は図書館協議会の役割をいっそう重視しており、図書館行政を幅広く扱う専門の審議機関として運営する。

図書館協議会の運営にあたっては、教育委員会は、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映させることと同時に、図書館運営に関する提言や図書館サービス計画およびサービス結果についての点検・評価をするなど、その果たす役割を明確に示す必要がある。また、図書館協議会からの答申内容についてはこれを遵守し、図書館運営に反映させるよう努めなければならない。

指定管理者制度の導入や基幹的業務の委託等、図書館の管理運営の基本に関わる案件については、図書館協議会に諮問し、その検討結果を答申することは欠かせないこととする。既に指定管理者により運営されている図書館については、教育委員会の責任で、図書館協議会に点検、評価の結果を求めるようにする。図書館協議会が未設置の自治体においては、できるだけ早期に設置する。

- ② 協議会委員は、「望ましい基準」が図書館協議会に課している役割を果たすことのできるよう構成する。そのために、図書館法施行規則第 12 条の規定を参考にしつつ、図書館利用者の代表や公募の委員などとともに、図書館の役割や機能を十分認識している多様な人材の参画を求める。開催頻度は、年間を通して図書館運営の状況が把握できる回数を確保する。

賛同団体一覧

- | | | | |
|---------|-------------------|--------|------------------------|
| 1 北海道 | のぼりべつの図書館を考える会 | 31 愛知県 | にしん図書館サポーターズ |
| 2 北海道 | NPO法人 ゆめの種子トープ | 32 愛知県 | まどか文庫 |
| 3 北海道 | 藤野地域に図書館づくりをすすめる会 | 33 京都府 | 宇治市図書館友の会 |
| 4 北海道 | 札幌の図書館づくりをすすめる会 | 34 大阪府 | くまどり読書友の会 |
| 5 宮城県 | 仙台にもっと図書館をつくる会 | 35 大阪府 | 堺市の図書館を考える会 |
| 6 福島県 | 福島市の図書館を育てる市民の会 | 36 大阪府 | 高槻にみんなの図書館をつくる会 |
| 7 福島県 | 図書館のTOMOみなみそうま | 37 大阪府 | 明日の中之島図書館を考える会 |
| 8 栃木県 | 栃木子どもの本連絡会* | 38 兵庫県 | 三田市の図書館を考える市民の会* |
| 9 埼玉県 | 鶴ヶ島・本の森友の会 | 39 兵庫県 | 図書館ともの会・三木 |
| 10 埼玉県 | 杉戸町図書館友の会 | 40 兵庫県 | ささやま図書館友の会 |
| 11 埼玉県 | 春日部市図書館友の会 | 41 兵庫県 | 神戸・図書館ネットワーク |
| 12 千葉県 | としょかんふれんず千葉市 | 42 鳥取県 | 図書館友の会・米子 |
| 13 千葉県 | おーい図書館 | 43 山口県 | 図書館友の会山口県連絡会 |
| 14 東京都 | 江東区図書館友の会 | 44 山口県 | 下関図書館友の会 |
| 15 東京都 | 世田谷の図書館を考える会 | 45 香川県 | 香川県子ども文庫連絡会 |
| 16 東京都 | 東京の図書館をもっとよくする会 | 46 福岡県 | 図書館フレンズ粕屋 |
| 17 東京都 | 町田の図書館活動をすすめる会 | 47 福岡県 | 身近な図書館の会・福岡 |
| 18 東京都 | 多摩市に中央図書館をつくる会 | 48 福岡県 | 宮若市の図書館友の会 |
| 19 東京都 | 立川の図書館を考える会 | 49 佐賀県 | 図書館を友とする会・さが |
| 20 神奈川県 | つづき図書館ファン倶楽部 | 50 佐賀県 | 武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会 |
| 21 神奈川県 | 図書館とともだち・鎌倉 | 51 佐賀県 | 佐賀子ども文庫連絡会* |
| 22 神奈川県 | 図書館フレンズ・逗子 | 52 長崎県 | 長与町の新しい図書館を想う会 |
| 23 神奈川県 | 私たちの図書館を考える会・逗子 | 53 長崎県 | 五島市図書館友の会 |
| 24 神奈川県 | 港北図書館友の会 | 54 大分県 | 別府市の新しい図書館を実現する会 |
| 25 神奈川県 | 川崎の図書館ともの会* | 55 大分県 | 杵築市に市民のための新しい図書館を実現する会 |
| 26 神奈川県 | ヨコスカ図書館の会* | 56 全国 | 学校図書館問題研究会* |
| 27 富山県 | 富山県図書館を考える会 | 57 全国 | 親子読書地域文庫全国連絡会* |
| 28 石川県 | 小松市立図書館友の会 | 58 全国 | 学校図書館を考える全国連絡会* |
| 29 岐阜県 | 図書館の未来を考える会 | 59 全国 | 日本親子読書センター |
| 30 静岡県 | 静岡図書館友の会 | | |

および個人会員33名（上記地域他 秋田県,茨城県,長野県,三重県,滋賀県,広島県,沖縄県）

*印は図書館友の会全国連絡会未加入の賛同団体です。